

平成14年11月28日

太陽光発電協会
事務局長
西田圭一

太陽光発電協会から見た特別措置法

1. 位置付け

太陽光発電について、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(通称:RPS法)での扱いは、新エネルギーとして、RPS法に位置付けるが、電力購入メニュー等の既存の制度と併用。

2. 利用目標値に対する考え方

供給ポテンシャルについては、まずは実行することで制度の効果をみていけばよいのではないか。弊害があれば、改善していけばよい。

3. 余剰電力とRPSについて

太陽光発電は、現状では、競争力がないことから、導入者の負担ならびに、国の支援、電力余剰メニューに依存している。
基本は競争力が整うまでは、現在の余剰電力買取の継続をお願いするが、設置者自身が自らRPS市場へ参入する場合にはあえて拒まないものとする。

4. 設置者のインセンティブ

現状においては、住宅用では個人のボランタリー、公共産業分野においても導入者のボランタリーによる導入が普及を支えている。
今後とも、太陽光については、経済性だけではないボランタリーを評価するインセンティブが必要。

以上